明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○銀行法第五十五条第二項の規定による同法第五十二条の九第一項の認可の失効に関する件（金融庁四）　二
○特定国外派遣組織を指定する件（総務二三、二四）
○電子署名及び認証業務に関する法律第四条第一項に規定する特定認証業務の認定に関する件（総務・法務・経済産業一）
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委三）
○原戸籍の一部が滅失した件（法務八二）
○除籍が滅失した件（同八三）
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件の一部を改正する件（同八四）
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同八五）　二
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（同八六）
○円借款の供与に関する日本国政府とウズベキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務三三）　三
○アフガニスタン・イスラム共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（同三四）
○ナウル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とナウル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同三五）
○ニューブリテン国道橋梁架け替え計画のための贈与に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の書簡の交換に関する件（同三六）　四
○保安林の指定をする件（農林水産二七九～二八一）　四
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（国土交通二二六）
○水路測量の実施に関する件（海上保安庁一〇）　七
○都市計画に関する件（東北地方整備局一六）
○道路に関する件（関東地方整備局三六～四一）　八
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（北陸地方整備局一二）
○道路に関する件（九州地方整備局一九）　九

〔国会事項〕　一〇

〔人事異動〕

法務省　財務省　一〇

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕

労働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　一〇

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示（近畿運輸局最低賃金公示一）

〔公告〕

諸事項

官庁

司法書士懲戒処分、製造たばこ小売定価関係　二

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一三〇

会社その他